

狂犬病～もし、咬まれたらすぐに医療機関へ

1. 狂犬病の発生状況

狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなどの一部の国を除いて全世界に分布しており、ほとんどの国で感染する可能性があり、毎年、世界中で5万人以上の人が狂犬病感染で死亡しています（狂犬病の発生状況については、以下の厚生労働省ホームページもご参考にしてください）。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/pdf/03.pdf>

2. モザンビークにおける発生状況とワクチン接種可能医療機関

モザンビーク国内においても狂犬病に感染する危険があります。モザンビーク保健省によれば、今年に入って既に2例、狂犬病が疑われる死亡事例が報告されています。また、WHOはモザンビークを狂犬病感染の危険性が高い地域と定め、犬など狂犬病ウイルスを媒介する動物との接触の可能性がある場合には、暴露前接種（下記3.「狂犬病について」を御参照下さい）を勧奨しています。

また、狂犬病の疑いのある動物に咬まれた場合には速やかにワクチンを接種して治療する必要があります。しかし、当国、特に地方都市においては、ワクチン在庫不足等の理由により、すぐにワクチン接種が出来ない状況にあります。その様な場合、速やかに首都マプトにて治療を開始する必要があります。但し、マプトにおいても公立施設ではワクチンが手に入らない事もあり得ますので、ソマシールドクリニック、インスティチュート・ド・コラサン、スウェディッシュクリニック等民間の医療機関をまず受診するのが賢明です。但し、これらの医療機関でも在庫不足が起こり得ます。1カ所に無い場合にも、ワクチン接種を断念することはせず、他の医療機関にも在庫確認の問い合わせをしてください。

3. 狂犬病について

（1）感染源

狂犬病は、日本では撲滅された感染症ですが、世界中で感染者が出ています。狂「犬」病という名称ですが、犬に限らず、猫やイタチ等他の哺乳動物（北米ではアライグマ、スカンク、コウモリ、欧州ではキツネ、アフリカではジャッカルやマングース、その他牛や馬など）からも感染することがあります。狂犬病に感染した犬等の唾液中にウイルスが存在しますので、主に動物に咬まれることで、その傷口からウイルスが体内に侵入します。

（2）症状

人の場合、潜伏期間は一般に1か月～3か月で、長い場合は1年～2年後に発症した事例もあります。発症した場合はほぼ100%死亡します。症状は発熱、頭痛、嘔吐などに始まり、次いで筋肉の緊張、けいれん、幻覚が現れます。水を飲むとのどがけいれんをおこし（恐水症）、冷たい風でも同様にけいれんをおこします（恐風症）。犬の遠吠えのようなうなり

声をあげ、よだれを大量に流し、昏睡、呼吸麻痺が起き、死に至ります。

(3) 予防方法

(イ) 動物にむやみに触れない。

日本人は犬や猫を見ると無防備に手を出したり、撫でたり、手から直接餌を与えたりしますが、むやみに犬や猫、その他の動物に手を出さないようにしてください。他人のペットであっても要注意です。

(ロ) 具合の悪そうな動物には近づかない。

狂犬病の犬は、多量のよだれを垂らし、物に咬みつく、無意味にうろうろするなど独特の行動をします。

(ハ) 予防接種（暴露前接種）

狂犬病ワクチンは国内の医療機関で接種することが可能ですが、現在、狂犬病ワクチンの在庫が減少している状況に鑑み、狂犬病の流行地域からの帰国者で犬等に咬まれた方、狂犬病の流行地域への渡航予定者で犬等に接触する可能性が高い方に優先的に接種されています。渡航、滞在先で動物を対象に活動する場合や付近に医療機関がない地域に滞在する場合には、検疫所ホームページ（<http://www.forth.go.jp/tourist/vaccine-intro.html>）に掲載されている予防接種可能な医療機関に御相談ください。狂犬病ワクチンを接種する場合は、初回接種後、30日目、6～12か月後の計3回接種します。

(4) 万一動物等に咬まれた場合の対策

狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれてしまった場合、直ちに十分に石けんを使って水洗いをします（傷口を口で吸い出したりしない）。その後、すぐに医療機関で傷口を治療し、ワクチン接種をします。発病前であれば、ワクチンの接種は効果があると考えられていますので、必ず接種してください（破傷風トキサイドワクチンを未接種の方は狂犬病ワクチンの接種とともに、破傷風トキサイドワクチンの接種も必ず受けてください）。事前に狂犬病の予防接種を受けている場合でも、狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれた場合は治療を目的としたワクチン追加接種が必要となりますので、必ず医療機関で受診してください。また、現地医療機関での受診の有無にかかわらず、帰国時に検疫所(健康相談室)に御相談ください。

(問い合わせ先)

- 在モザンビーク日本国大使館（医務班または領事班）

電話：(代表) +258-21-499819, 21-499820

- 外務省領事局政策課（医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2850

- 外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2902

- 外務省海外安全ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/anzen/>